

# 行政視察報告書

この度、埼玉県越谷市及び静岡県三島市を視察した結果について、別紙のとおりご報告いたします。

資料その他については、事務局に保管してありますので、ご高覧ください。

平成24年12月3日

## 議会運営委員会

|      |        |
|------|--------|
| 委員長  | 木村 清貴  |
| 副委員長 | 高橋 大   |
| 委員   | 齋藤 光司  |
| 委員   | 土田 祐輝  |
| 委員   | 寿松木 孝  |
| 委員   | 立身 万千子 |
| 委員   | 佐々木 誠  |
| 委員   | 遠藤 忠裕  |
| 委員   | 佐藤 徳雄  |
| 委員   | 阿部 正夫  |

横手市議会議長 佐藤 清春 様

# 横手市議会議会運営委員会行政視察報告

平成 24 年 10 月 2 日（火）～4 日（木）

## 【埼玉県越谷市】

視察項目：越谷市議会における災害発生時の対応について

人口約 33 万人、面積 60.31 km<sup>2</sup>

江戸時代には日光道の宿場町として商業が発達。また多くの河川、用水などが流れており、農業が盛んに行われてきた。東京都心から 25km 圏内の埼玉県東南部地域に位置する中核都市。

越谷市議会では、3.11 東日本大震災の経験を教訓に、議会独自で災害、震災対策マニュアルを作成した。マニュアル作成にあたっては、議会として災害対策本部等を設置する規定や要綱を定めているかについて 45 の市区を対象に調査したとのことである。特例市 3 市を含む 9 市区で規定や要綱を定めている状況であった。この結果をもとに各会派で検討し、代表者会で協議して「越谷市議会における災害発生時の対応要領」、「大規模地震発生時における初動時の議員参集訓練要領」を策定した。また、風水害への対応も定める必要があるとの認識から、「台風等風水害時の対応マニュアル」も策定しており、これまで 2 度の参集訓練を実施している。

「越谷市議会における災害発生時の対応要領」における議会事務局の位置付けであるが、以前は事務局職員も市の災害対策本部の一員として役割が割り当てられていたが、危機管理担当部局と調整し、災害発生時は議会を中心とした業務に従事することとして、現在は市の対策本部から除かれている。

大規模災害が発生し、市に災害対策本部が設置されれば、事務局長はその情報を議長に連絡し、議会に災害対策支援本部を設置するか指示を受ける。災害対策支援本部が設置されれば事務局長は市の災害対策本部員でもあることから、市と議会のパイプ役となる。

市が災害対策本部を立ち上げ対応しているときに、議員が情報提供にとどまらず、個別にさまざまな要求をすることは市の災害対応に支障を来す。対策本部でも情報に対してどの順位でどう対応するかの判断を迫られているときに個別に連絡されても対応できないことから、一旦支援本部（事務局）で情報を集約・整



理し市の災害対策本部に提供する。それに対して市が取った対応も支援本部を通じて各議員へ連絡する流れになっている。支援本部からの情報に対する対応は災害対策本部へ委ねる。これまで個々に受けていた情報が一元化されて、発信するにも一ヶ所に行えばよいので効率的な流れとなっている。

議員は、災害時に議会に参集することも大事だが地域へ初動対応も大事である。参集するときに要救護者がいるかもしれない。そのときは当然にそちらを優先することになる。ただし議会においても議員の安否確認は必要であり、作業が終了次第速やかに集まることになる。参集訓練終了後の意見の中にも一番身近なところへ行かざるをえないということがあったようだ。地域の安全業務、相談業務を含めて一番身近な避難場所へ行かなければならない。議員の安否、どこで活動しているということがわかれば、そのあと参集してもらえばよいということである。また電話での連絡が不能となることも想定して、任意ではあるが議員のメールアドレスを登録していただいているとのことであった。

本部への参集を後回しにして地域の避難場所へ行ったとき、議員は本部職員の指示に従い協力する。余計な口出しはしないということ。指揮系統を一本化しないと現場が混乱する。議会側が自制しなければならないところである。避難者の相談を受けながら情報を収集し支援本部へ上げることがポイントである。

越谷市と横手市では市の面積が大きく異なることから災害時の集合方法も異なるだろう。本部に参集するか、地域の連絡調整を第一とし支援本部との連絡役となるかを判断しなければならない。また、指揮系統の一元化は重要だが、現場判断を迫られる事案もあるかもしれない。議会が直接対応することには無理があり、実際は市の対策本部が先頭に立って対応していくことであるが、そのために必要な正確な情報を迅速に提供することが支援本部の役目である。そのほか横手市は地震ばかりでなく豪雪地帯でもあることから、二重の災害が発生することも想定しておく必要がある。

越谷市議会議長によれば、「今後の課題として、議長が招集し議員が集まるだけでは意味がない。市民も議会が何をやっているかわからないし、議会の中だけの自己満足的な訓練となつてはいけない。朝に招集して午前中は各議員が各地区の公民館や学校に出向いて声かけし、午後に集合するなどすれば市民に対する議会活動のお知らせにもなる。議会活動の宣伝と災害への備えの両面で考えていきたい。」とのことだった。



## 【静岡県三島市】

### 視察項目：議会改革の取組みについて

人口約 11 万 1 千人。世帯数は約 46,700 世帯。面積 62.13 km<sup>2</sup>。人口は少しずつ減少しているが、世帯数は増えており、核家族化が進んでいる状況である。新幹線による東京への通勤圏内ということもあり、アパート事業は好調である。

#### 1. 三島市議会の概要

三島市議会では委員会付託をほとんどしない。本会議で審議するスタイルである。委員会付託は予算、決算、新規条例だけであり、深い議論をするためには委員会付託をするべきとの指摘を受けることもあるが、三島市議会としては全議案に全議員がかかわりたいということで、本会議で行うこととしている。会議時間は午後 1 時から午後 6 時までとし、午前中は各派代表者会議や議会運営委員会を開催などに充てている。

現在、大所高所から議論をするため質疑も通告制としてしっかりとした答弁を準備してもらうよう検討中である。質疑は 1 つの議題に対し一人 3 回までで 1 回当たり 3 分を目処としている。発言の制限にあたるのではとの指摘もあるようだ。

代表質問は 2 月定例会で行っている。市長の施政方針に対する質問としている。

請願陳情はほとんどない。三島市に関する請願陳情は議会で採択されれば結果的に市長へ送付されることになる。議会を介すよりも直接的に市長に対し陳情・要望するほうが早いらしい、議会には執行権がないことを理解してのことではないかと分析しているようである。意見書や決議については各派代表者会議における全会一致としている。意見書は議会の意思決定であり、あえて反対者がいる意見書を出す必要はないと判断しているとのことである。

会議録の配布部数は 15 部。かつては議員全員のほか数冊作製していたが、パソコンにより会議録を検索できるようになったため全員には配らず会派に 1 冊としている。

#### 2. これまでの議会改革の取組み

質疑は会議規則において回数の制限はあるが時間の制限はない。やろうと思えば長い時間をかけてできるわけだが、長くなると自分の意見も入ってくる。質疑は自己の意見を述べてはならないものであり、要点をまとめ効率よく進めるため 3 分を目処としている。

一般質問通告書の書き方のルールとしては、前段になぜこの質問をするに至ったかの背景や理由を記載、次に質疑事項



を列記することとしている。テーマも 3 つまで。ルールを守ってもらうためには時間がかかったようだが、インターネットに掲載し市民に公表するようになってから意識が変わってきたようである。専門書の解説によれば、質問通告を見れば一目でどういうことを聴きたいのか分かるような状態で提出しなければならないとなっており、以前は三島市でも「〇〇について」などとのみ記載した通告があったようだが、参考例を示しながら改善を図り具体的な記載となった。通告要旨は誤字脱字などを事務局でチェックし議長へ提出した後、ホームページに掲載している。

請願陳情の提出者には委員会への出席を求め、内容の説明を受けている。

政務調査費の報告書も公表している。情報公開コーナーでは領収書の閲覧もできる。通帳管理は議会事務局で行っており、議員が一旦立て替えて、その使途が政務調査費として適当かチェックしてから本人に支払うようにしている。不可となる場合もある。

H19 には議員定数削減に取り組み 26 人から 24 人とした。

定期的に議員の研修会も実施している。H24 年度は議会改革等特別委員会で議員定数についても議論しているが、減らすという議論に向かうのではなく、どういう視点で何名の定数が適正であるか、その考え方、捉え方を専門家に説明してもらい参考とすることが大切であろうということで大学教授を迎え実施した。

### 3. 議会報告会

議会として市民への説明責任を果たすことが市民からの信頼につながることで、また市民との意見交換を積極的に行うことで市政の問題を発見することは政策提言・提案を目指すうえでも貴重である。議会報告会は、市民が議会を通して政策決定過程に関与する機会の保障、市民参加の実現を目指している。

議会報告会については、議会基本条例を検討する段階で、条例に盛り込む個々の項目について経験することが重要との意見から試行に取り組んだ。議会報告会試行前には「議会と市民との何でもトーク」として市民との意見交換を重ねた。意見交換の場を評価する意見が寄せられた一方で、行政、議員に対する不満も多く、議員活動や議会の存在意義を理解してもらうにはかなりの時間と労力が必要と感じたようだ。議会基本条例等検討特別委員会は、条例制定よりも議会報告会など具体的な活動に優先して取り組み、議会の活動を理解してもらい、市民のニーズや課題を把握することとして、議会基本条例の制定は見送り、議会報告会実施要綱と議会基本理念を策定して調査を終了している。

実施要綱に基づき平成 23 年 10 月に第 1 回報告会を実施。186 人の参加者があり試行より増えた状況だったが、平成 24 年 5 月に開催した第 2 回報告会では参加者が減少した。女性が参加しやすい時間帯や土日・夜間の開催、他事業との共催、周知の方法の工夫など今後の検討課題としているようである。

議会報告会は議会として行うもの。議員としていろいろな意見はあると思うが、それを話すと市民が混乱する。個人の意見を述べることをないよう意思統一した。

報告会ではその場で答えられない細かい質問もあったようであるが、ある班長は回答を

留保して、後日自ら文案を作成して運営会議での確認を得てから質問者に直接回答した。

報告会での説明は長くないほうがよい。ねらいは市民の皆さんの意見を聴かせていただく場ということ。1時間半のうち30分を説明、残りは意見を聴く時間としている。当初は要望も多く出されたようであるが、答えられないものはその理由を説明するなど、態度は明確にすることが大事である。回を重ねたところ要望は少なくなったようだ。

報告会までの準備期間として議員と事務局が連携しながら概ね3ヶ月を費やした。報告会実施後は、運営会議を経て議長へ実施報告書を提出するとともに、行政に対して重要なものは市長に文書等で通知しているとのことだった。



#### 4. 平成24年度の議会改革等の取組み

もっと積極的に常任委員会の所管事務調査に取り組んでいこうということで、自主的に特定事項の調査を行い、提言を行おうとしているとのことだった。

### まとめ

近年頻発する重大な自然災害を想定し、横手市でもその発生時において、議員各人の対応ではさまざまな支障を来す懸念がある。越谷市においては、議会としての対応方針、議員の行動範囲が策定済みであるばかりでなく、訓練も実施されている。もとより、越谷市と横手市では市の面積、交通事情等に違いはあるものの、横手市議会においても災害発生時における議員の安否確認の方法や行動規範は早急に整備しておく必要があると感じる。また、その意識啓発には非常に有意義な研修となった。

三島市における研修は、過去にも数回テーマとして取り上げた「議会改革について」であったが、特に先行実施されている議会報告会のあり方とその反省の活かし方など、横手市でも喫緊の課題と言えるものであった。議会報告会に向けた綿密な準備期間と詳細な準備資料は大いに参考とすべきものであった。

両市での研修を横手市議会の今後の活動に活かしていかなければならない。